

かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）第18条に規定するかわさき犬・猫愛護ボランティア（以下「愛護ボランティア」という。）の設置のため必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第2条 愛護ボランティアの定数は、140名程度（各区20名程度）とする。

（活動内容）

第3条 愛護ボランティアは、次に掲げる活動を自主的に行う。

- (1) 犬、猫等の適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発
- (2) 動物愛護センター（以下「センター」という。）の業務支援・運営協力
- (3) 災害時における、川崎市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に係る協力
- (4) その他川崎市における人と動物が共生する社会の実現に寄与する活動

（登録）

第4条 愛護ボランティアは、次の要件を満たす者とする。ただし、第3号について健康福祉局長が受講する必要がないと認める場合は、講習会を免除することができる。

- (1) 川崎市内在住の18歳以上の者
 - (2) 川崎市が推進する適正飼養及び動物愛護精神の普及啓発に協力できる者
 - (3) 川崎市が主催する愛護ボランティア講習会を修了した者
- 2 愛護ボランティアとして活動を希望する者は、かわさき犬・猫愛護ボランティア登録申出書（第1号様式）を、健康福祉局長に提出し、申出を行うものとする。
- 3 健康福祉局長は、前項の申出に基づき、愛護ボランティアとして登録するものとする。

（遵守事項）

第5条 愛護ボランティアは、その活動に際し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法その他動物の愛護及び管理に関する法令を理解し遵守すること。
- (2) 活動において知り得た個人情報及び川崎市が有する非公表の情報を、外部に漏らさないこと。愛護ボランティアとしての活動を終えた後も同様とする。
- (3) 活動に際しては、川崎市の動物愛護管理事業について誤解を与える又は支障をきたす行為を行わないこと。
- (4) 地域住民、他の愛護ボランティアに対して、思いやりをもって、活動すること。

(5) 活動に際しては、自身及び動物の事故や怪我の防止に留意すること。

(登録期間等)

第6条 登録期間は、2年とする。ただし、再登録を妨げない。

2 登録の継続を希望する者は、かわさき犬・猫愛護ボランティア再登録申出書(第2号様式)により健康福祉局長に申出を行うものとする。

3 健康福祉局長は、前項の申出に基づき、愛護ボランティアとして再登録するものとする。

4 健康福祉局長は、第4条第1項の規定に該当しなくなったとき又は必要があると認める場合は、登録を抹消することができる。

(登録事項の変更・抹消)

第7条 愛護ボランティアは、第4条第2項の申出事項に変更が生じたとき、又は第4条第3項の登録を辞退しようとするときは、速やかにかわさき犬・猫愛護ボランティア登録事項変更(辞退)届(第3号様式)を健康福祉局長に提出するものとする。

2 健康福祉局長は、前項の届出に基づき、愛護ボランティアの登録事項の変更又は登録を抹消するものとする。

(講習会及び研修会)

第8条 第4条第1項第3号に規定する愛護ボランティア講習会の内容については、次のとおりとする。

(1) 犬、猫等に関する法律について

(2) ボランティア活動について

(3) 愛護ボランティアの目的、活動内容及び組織等について

(4) センターの事業概要について

2 その他愛護ボランティアの知識の向上等必要と認める場合は、隨時、研修会を開催するものとする。

(育成等)

第9条 制度の円滑な推進を図るため、センターは、愛護ボランティアの育成等を行い、各区役所衛生課は、地域における活動の支援、助言等を行うものとする。

(庶務)

第10条 愛護ボランティアの庶務及び登録に関することについては、センターが行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年川健生第1071号) 抄

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年川健生第1235号) 抄
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年川健生第121号)
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年川健生第328号)
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年川健生第1818号)
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年川健生第56号)
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年川健生第570号)
この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附 則

この要綱は、平成29年8月23日から施行する。
附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。
附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
附 則

この要綱は、令和6年12月9日から施行する。